

平成27年度 国民健康保険の 税率を改定します



国民健康保険は、加入者のみなさんに納めていただく国民健康保険税と、国・県からの補助金、市からの繰入金などで運営しており、国保税は重要な財源となっています。平成27年度は、被保険者の高齢化などに伴う医療費の増大などの要因により、医療費などを支出するための財源の確保が困難な状況です。このことから、市の一般会計から支援を受けた上で、やむを得ず国保税率を改定することになりました。

課税内容について

税務課市民税係 ☎ (25) 1134

資格・給付について

市民課保険年金係 ☎ (25) 1148

国保税率のしくみ
1年間の国保税は、国民健康保険に必要な費用にあてるための医療保険分、後期高齢者医療制度にかかる医療費の一部を負担する後期高齢者支援分、40〜64歳のかたで介護保険料の納付の費用にあてる介護保険分で成り立っており、それぞれ加入者の人数や年齢、所得、資産などに応じて計算されたものを合計した金額が世帯主に課税されます。ただし、世帯の総所得金額によっては、均等割・平等割が7割・5割・2割のいずれかに軽減される軽減措置があります。また、そのほかの軽減措置として、後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減措置、非自発的失業者への軽減措置などがあります。

今回の改定は、主に介護2号保険分におけるものであり、介護納付金の財源が不足していることから保険税の改正を実施させていただきます。昨年引き続きの税率改定となりますが、被保険者のみなさんの負担軽減を図るため、2年にわたり改定を実施しましたことをご理解いただきますようしくお願いいたします。

※ () 内の数字は、改定前の率・金額です。

	所得割	平等割	均等割	資産割
医療保険分	所得に応じて計算 基礎控除33万円 7.0% (6.6%)	一世帯に対する金額 23,000円 7割軽減後 6,900円 5割軽減後 11,500円 2割軽減後 18,400円	一人あたりに 対する金額 27,200円 (26,000円) 7割軽減後 8,160円 5割軽減後 13,600円 2割軽減後 21,760円	固定資産税に 応じて計算 19.0%
後期高齢者支援分	所得に応じて計算 基礎控除33万円 1.7%	一世帯に 対する金額 5,400円 7割軽減後 1,620円 5割軽減後 2,700円 2割軽減後 4,320円	一人あたりに 対する金額 6,500円 7割軽減後 1,950円 5割軽減後 3,250円 2割軽減後 5,200円	固定資産税に 応じて計算 4.1%
介護保険分	所得に応じて計算 基礎控除33万円 2.7% (1.0%)	一世帯に 対する金額 8,500円 (4,200円) 7割軽減後 2,550円 5割軽減後 4,250円 2割軽減後 6,800円	一人あたりに 対する金額 12,200円 (6,200円) 7割軽減後 3,660円 5割軽減後 6,100円 2割軽減後 9,760円	固定資産税に 応じて計算 5.0%

国民健康保険税